

### 第 39 号議案

専決処分の承認を求めることについて

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 5 月 15 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

### 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 30 年ふじみ野市条例第 45 号）の一部を改正する必要があるため専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成30年ふじみ野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第20条の改正規定を次のように改める。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「61万円」に改める。

第2条第2項ただし書及び第20条の改正規定の次に次のように加える。

第20条各号列記以外の部分中「54万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年3月29日

ふじみ野市長 高 畑 博